

「ツキノワグマ出没注意報（秋期）」の発令について

令和 8 年 9 月 1 日
自 然 保 護 課

本年度は、クマの目撃や人身被害が昨年度を上回るペースで発生しており、8 月末時点で 7 件（10 名）の方が被害に遭われています。

これから秋を迎えるに当たり、キノコ狩りやハイキングなど山に入る行楽シーズンとなることから、山間部での人身事故の発生が懸念されており、引き続き警戒が必要な状況にあることから、県内全域に「ツキノワグマ出没注意報（秋期）」を 11 月 30 日まで発令することとしました。

人身被害等の発生を未然に防止するため、注意喚起を図ることを目的とします。

記

1 ツキノワグマ出没注意報（秋期）

発令期間：9 月 1 日～11 月 30 日

対象地域：県内全域

3 発令基準

(1) 注意報

ア 前年秋のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、並作又は豊作のとき（春期）

イ 2 月から 3 月の平均気温が例年よりも高く、クマの活動が例年よりも早く活発となる可能性があるとき（春期）

ウ 当該年のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、凶作又は大凶作と予測されるとき（秋期）

エ 前月のクマの目撃件数が例年より大幅に多いとき

オ その他クマの出没による人身被害等の発生が懸念されるとき

(2) 特別注意報

ア クマによる人身事故が発生したとき

(3) 警報

ア クマによる死亡事故が発生したとき

イ その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき

【8 月 26 日時点の目撃情報及び人身事故件数の推移】

	令和 8 年	令和 7 年	令和 6 年
4-8 月	7 9 1 （7）	6 6 1 （4）	5 2 0 （4）

※括弧書きは人身事故件数